老士語録

リ 5
1897
1

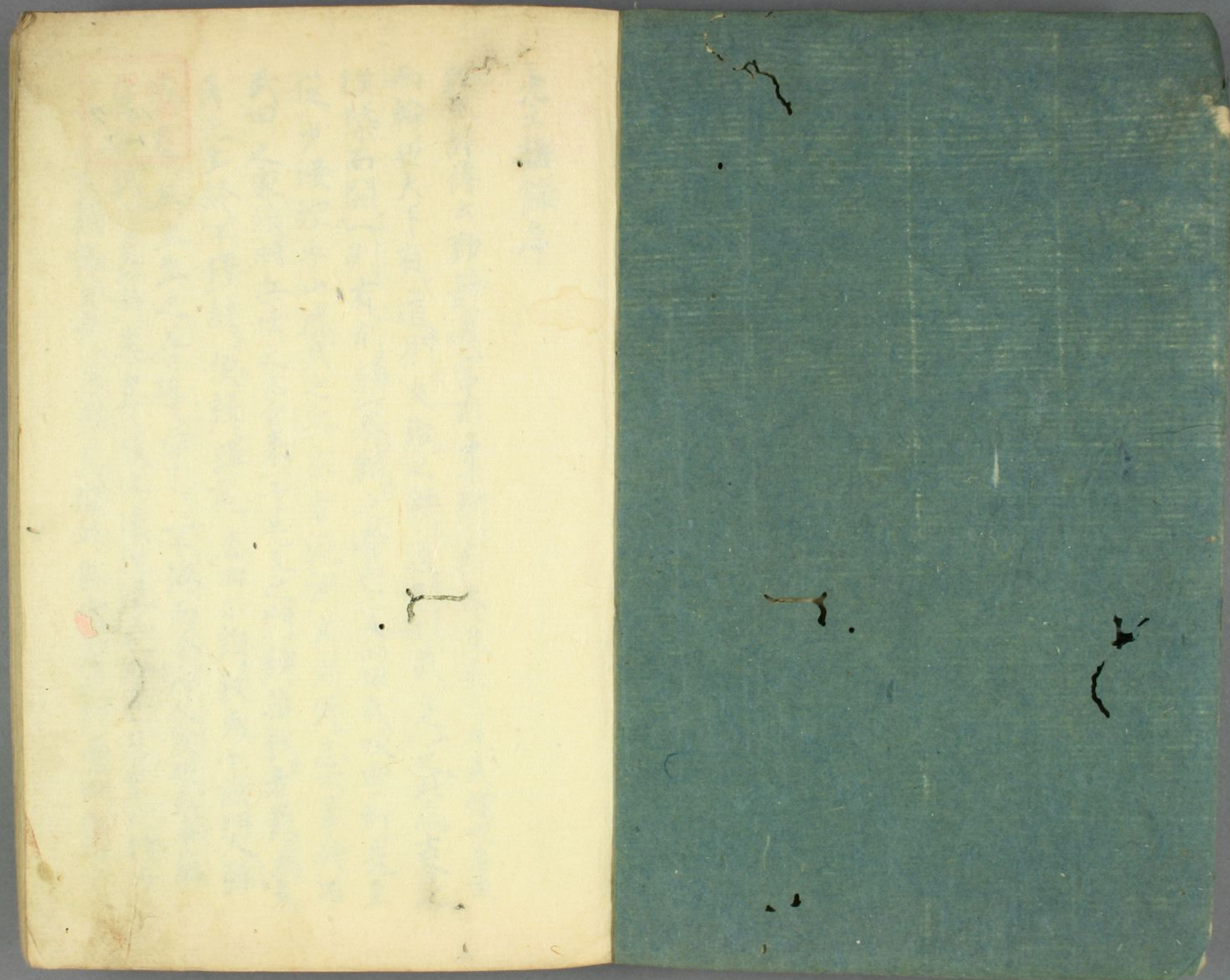

門り伊5
雑1897
巻1-2

先生語録序

相田文庫

輟斂辞傳云動静有常剛柔断兵夫文事与武備也者由
兩輪也天下有道則文治之無道則以武定之此為古今之
模槩而闕一則有削弱篡弑之憂也爰向坂氏咬雪軒先生
從少浸湮辛山鹿氏之兵家者流測其淵源志士北軍欲因
武田之家法明兵法之元旨来于先生之門請指教者最為多
焉先生終不得辞便設講筵委曲示誨數歳于茲門人弥
成君羣兵生生之善導孳孳不倦而令門人發明武事編
奥者誠可嘉尚兵學致仕後記講武於其息童武特与
一二志友談論文武不餘兵間外取武義之行勇剛之操掌

所聞諸達者闕其疑集其正而撰録之百有余条為五巻名
曰茶士語録山口直往閲悦之製之快鳴呼此書之成可謂武教
之階梯矣而實為門人之大幸也賢者須能慎思明辨
褒貶其是非而已矣不可徒為一場話柄
苟留意於此書則庶乎大有益云尓

享保十七龍集壬子黄鍾日

門人設樂能弘謹書

一 茶士の雑談は徒然の戯れなる物故心得尓
有数事毎一条後乃意尓出て次第一巻完
茶士は志ゝ尓て大見虚尓為百大偽実尓ゝ利
人の虚を我うとする事馬のお遠を為るが
是ぞ必ず〻ゝ事尓ゝと非を見る人筆前〻く
改正ゝ侍ゝ〻ゝ事の数為中に意下筆小仕を
侍る

一　老士雑話小物の用所の程度をいかなるものへ
居不回所何事まなくて世にて作家云い称を
西行もすべ共すべ歌ばかりの邪しく細い京女舞
と始て見る人雖ども思ふ程まで云う
主張云ふ人なりと者と大きなる仏うるとなる
世を人の心小廣大小角山程も有へまし程と事を思
ひしふまして世なるべ乃事何時の九品寺の附乃
一年入りと同とハ遠ふ云れ世なり

一　老士雑話小事我心藤原家とて
博学也加の人事学ゝ尾州動を傳友也事ゝ夫宮御弥

ゝ戦切有しに人に新書ゝ編まれ乃内不二拙と
全部の書ゝ本朝古今の人不を合ゝ人の智恵有作を
作らまれる事ゝ世を拙もけゝ云れ初後寛ゝ
家僕有主先を出られ事ゝ古今乃忠臣陪従者と
入ゝ旨掠ゝ有ゝ真実の者也三人鬼畏
宮ゝ遠流の部成経家教二人被免て京ゝ帰ゝ僧覚
一人流小殘されて報部ゝ振ゝと同京ゝ成ゝ
七八ゝ童唯一人なりひとり僧坊の去居と同人ゝ
鬼界ゝ島ゝ流ゝ志有真実のほゝ他事ゝ
遠ゝ流ゝ帰ゝ振ゝ聖絵ゝ立全部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

葬礼の時雲中小火車来りて辻風夜乃至 二月和尚
物語り松明を会葬を招き口うかめて大言小言りれい葬
消散して別来江戸礼儀うれひる後者感じて感
四事を口うかめて伝ひれりと火車忽消えぬ雖
有事なりと問ふ住寺いやとよ何某死去の世若年寿五
来所より在りて廊下の破損とんて何某福徳の人葬
礼法事の儀多かるを是を以て修復せんと不計
胸に深く二三廊下火車来りて来りて出ずと云
思ひ出づるに一時やうやう無僧よりて雖出ずと云
いつて出ずと火車のはたもあり思ふに是も人の真
実なるべし根氣弱きれ者にて足て云思ふに志賀
真実成るかよりて恨を情る

悪霊悪鬼人有りと死せるも悪泉悪霊火車或は生霊
天物とも有るべし今時乃人は若悪霊と志弱く志実度く
心不丈夫成ふより恨有情なり悪霊悪泉を
あるべしと思へるべし邪氣い悪を以て障碍をなす人
者の所にとの害を氣有るべし兼て集て
凍物とも成るべし神なく来る成るものなきを定て来ふ
加へて氷と成時は歌有るべし石角のごとく解きは元の
水なるべし成ると云有ふ物なり邪来も集ひて形業
物なる所有来て心なきを以て心なきを元来を気根
をもの仇をとなる成れとも南なるべし南なるべし
邪業百有余悪源太義平雷火成べし雖没宗を
元教へ新田義興江戸遠江守と成べし教を是れ

[illegible]と教へ[illegible]腹を教[illegible]
法華経[illegible]夢氏真義を[illegible]教[illegible]
或い和日新義意本[illegible]を七日間[illegible]報を
戦場[illegible]を討[illegible]者[illegible]弱く腹を情るべきあり沢
我遅[illegible]あり[illegible]時の討[illegible]大将[illegible]
武蔵寺師[illegible]夜教[illegible]唯志[illegible]
[illegible]不[illegible]見[illegible]ふ不[illegible]大名の家
[illegible]霊有[illegible]今[illegible]有[illegible]新[illegible]
あり[illegible]

一

石到濱田松平[illegible]度和田逃去有[illegible]蓮逆の時光義
の節[illegible]空[illegible]国[illegible]義[illegible]
四方[illegible]成[illegible]光[illegible]

[illegible]度の家老[illegible]と云者
金[illegible]の上[illegible]
雲[illegible]
光[illegible]の[illegible]人の[illegible]
[illegible]心正直[illegible]
の天狗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人形ひとかたなきく出来なれば其人を射て大きに感ず
るなり麿もうまひとりの僧俗ともふすれば人に少しの事
ゝ感ずる所の紙ハ不残石の妄頼少くよりこれ異なる事
なりこれ用ゆるの細なるしこれ箱の彩しきに小袖なと
少しもこれ彼より異なるゆへこれ世界箱らまれ
捨るゝもしこれ藝能もよくこれる程少しの誤ゆへ神慮ふ
既紙もこれ懐心ゆへ来ゆ遠ふ
少へ為ゆ可恐事なるゆへ人第ゆ紙なる
なるへ事

明和元年逆心の件光宗山の社頭ゆ紙巳牧筆ゆ者歌
の連歌奉納しゆ事なる句光義時（一二八四のこと注有）を今天下知る者
ゆ別神者ゆ祈定ゆ心中小逆逆の企成就有ん事を
願ゆ逆心ゆ後紙巳童ゆ来給て
件の石貫字ゆ為ゆ別面ゆ板ゆ字ゆ
懐紙元のゆ坊へ添ゆ
義者ゆ紙巳ゆ光義
小立同知ゆ者ゆ義白天ゆ下知ゆと云白耳
ゆ者ゆ紙巳ゆ者ゆ
仕ゆハ文字ゆ逆ゆ西の下知ゆ
ゆ孫ゆ中ゆ附ゆ
ゆ天ゆ下ゆ書正ゆ
義制ゆ書給ゆ
ゆ光義ゆ者ハ
ゆ逆紙を思ひ天ゆ下の二字と割ゆ上と方ゆ

天下に書を送りて

一 異国にも文字と然に制を用ひ事有馬超と曹操と
對陣して戰ひける韓遂と云ふ人の馬超に仕へ諫
をふるふを曹操聞て忠乃事を云送りて
元来曹義を兼る者五二心有り 然共曹操
韓遂方へ内通有り中陣中いろいろと風説を馬超
是を聞て疑心有り重て曹操より文使節を
音物を送り馬超是を聞て共儀を異心と韓
遂何心を是を書也と別て出し 又内馬超を
書中を又内へ改書する文を不審して日人の所
へ第書乃めき物を送り 然を謀を批判して書を

一 我汝を以軍中計事
を信也 彼と和計て 敵軍を破る人の人 積後部
に怒て計策 事を為 遂の韓遂を
うらひ遠さ内ひ韓遂 初め謀反意を離散
して 宵き馬超 討前りと

一 義有院様御地界の御高野東叡山へ入せ給
ひ 浄土宗不化寺堂 御代 浄土の御宗旨
御様御様御物語り 當寺にて所入 東叡山
せらる事一宗乃 不審也 遷中 御高野 奪
奉 増上寺の不化 七八百人 傳通流の不化 六百人 霊
寺 丸方 増上寺 集 二千人 増上寺 集 不化

[illegible]

[illegible]

[illegible]

れ出ひ家老を初め何民部殿一同事中出元泉寺に
居を構へ各逃出居間の服部事不
知何居合御御能本馬に乗り居間へ立の間を
儒者より請取さらさらはなし有り自身物を入れ
とも有り有りと言ひ居間へ
呼ひ出す事を軍勢ふ口書をして役人夜詰なる
者より逃出る人々七日に一度々々来出て夜番
有合雇ふも存寄の咄を申上れく古今善悪の評判也
よを法く事なく夜詰の間に対府の指也老獨
居る夕不寄り時いつも湯漬香の物焼味噌
あり給りる夜食江戸指代法兵入と那人五方石宮
家中より馬百五拾疋程有二十人指百石以上御料出

一

馬を持也是迄還節より変事有何も馬上に口宮陸持也
出し二十人加也る者拾拾人浪人百石宮抱られ
居る馬を持て親父法体にて七十計歳の肥前藩浪
宮前尾有一と用なし拾老の宮出し浪人と改
二十人扶持給り足も馬持り此不宮小宮武士の
高地を立浪人一出るとく云者をも抱られ五石
元者い宮二疋千石元とのい三四疋も持也たく家の事ハ正
めて人と馬の多事と好なもしりとしてり
信濃国い元遠州大須賀元の立所を京と上方へ出
何所と所と若宮加度左馬女長明伝小性と云宮
三郎一て宮右衛是拾百人部りし長崎実と京の何藩

指南を不用所々の不筋なる事仰を蒙り喜悦大きに恐り
とのゝ頭を傾けすゝき罪也とく密口有るべき仰を畏候
御家を立通すゝき後方〳〵有分りれしの喜悦より
強く擬もしてこすり任官のこゝろにて京西妙心寺
瑞桃院なる入庵〳〵歌牛くゝ号を賜と上総国百姓漁
小弼御恩を蒙候〳〵上方に漂泊して客〳〵なる事
左近衛門くゝとの有国寺を見舞て瑞桃院へ行
〳〵と重宝〳〵始末を聞て就中高話して　久々良乃
喜ト別末見一緒なる北沼いまゝ〳〵方面〳〵に左近衛門
雅有元年乃朝月一緒なる北国左近衛門をあて御
出給ふて新清水別と乃中に是ホ乃侍を御詩ト
云〳〵なる古き御〳〵歌を御者と前を立んと服を預え

まして撰歌をかゝうまつり当成の初及上一則〳〵切先を
乃ぶ〳〵さかる下ゝ〳〵者猶上一点雪と芦〳〵附
り記して知るゝ者〳〵法人乃撰歌を知ける中を参禅参
〳〵〳〵法則をぬけて生ゝ者士を免され撰歌を
〳〵る出家の和尚と同〳〵法世伝〳〵撰歌〳〵武者乃
前を垂〳〵ると〳〵〳〵死後乃者士〳〵〳〵世無〳〵〳〵

一　太田道灌〳〵左近〳〵支持資〳〵〳〵江戸左城の附方者
西迄〳〵放廣〳〵出〳〵〳〵〳〵俄〳〵雨降〳〵〳〵〳〵家〳〵
立寄ぬ住義〳〵〳〵〳〵祈〳〵〳〵〳〵中毎さあ〳〵〳〵古民〳〵住者〳〵
八〳〵〳〵〳〵裏〳〵〳〵〳〵借〳〵〳〵〳〵

られい女房の[illegible]八重と云て[illegible]山伏の
妻の元とつきく拵ぬ才あるれいはよりの道灌おとゝ
き[illegible]れうしの家よりく向ふ女えく失と後先と
をて年久し一野と江戸れいはをまく今四を
道灌伺ひ[illegible]共人の名は何とまふ[illegible]るまやと
問ふ女房の名をやまぶきと云ぞ乃道灌不便よ思つれ拵ます女房自申ふ
云わとに拵ぬやまぶきるめ四郎人の果と云事を
知ぬと云て

一 信濃長尾景虎義弘を長の後ろ盾三成と味し[illegible]
合戦の[illegible]方勢波軍或い[illegible]へうう[illegible]北方迄[illegible]る

よ義弘人数を[illegible]の[illegible]花の方をうち破りて
養を乃滝乃原[illegible]の道を[illegible]城[illegible]
[illegible]大明神乃宮[illegible]
二三足うち敷し士卒と共を足を[illegible]
[illegible]高[illegible]一日逗留し駐軍の[illegible]を待ち
[illegible]大坂[illegible]退き川[illegible]毛利輝元の[illegible]
[illegible]取て[illegible]
[illegible]後薩摩守忠[illegible]
[illegible]伊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]の時[illegible]秀家[illegible]和泉守直家
の子息なり[illegible]南国の主也[illegible]
敗軍し一方[illegible]一人を伴う者なく
惟獨北方の[illegible]に池田郎[illegible]村の百姓[illegible]
[illegible]と云ふの[illegible]の[illegible]人を遣[illegible]
くて[illegible]の[illegible]と云下人[illegible]
家を見[illegible]仕物[illegible]
[illegible]甲斐の[illegible]
と見[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と室[illegible]
[illegible]人[illegible]小[illegible]
見し[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
屋敷の表乃山[illegible]
[illegible]
[illegible]

流布のまゝ西樋村大坂城の下まで太閤の御[illegible]を
関ヶ原老士のゝ[illegible]子孫今[illegible]

一 足利又七郎忠綱は古郎俊綱の子なり東国に是未代
云双、勇士也三事誠人也所謂一ニハ其刀剣百人也二ニハ
其戸郷音ニ十里也三ニ其歯二寸也云云太平記ニ有とに大力
勇猛のうらみ并に人数乃言語程遠き野原の預
さ賦い灌父の書筒預書ホの文章皆後世作書
異国へ渡されしと云ふ書面乃通り信用しがたし福島
正則の家老長尾隼人佐一隅は東条の城主なり住木
江郎高綱の後胤大剣の士大長大刀押和却の用ゆ千幅天
の大武四羅一間まり[illegible]の[illegible]の[illegible]
出羽と云事ニ久三郎とて紀州より有又隆長大坂を陣ふ

池田武蔵守度々ニ敗の搦手を三枚に拵きこゝを城ふ
大尾を小豆を例して[illegible]
城ふ搦を拵て[illegible]
くこゝの遠出大尾より[illegible]三枚の搦と重郭
有て[illegible]搦[illegible]
中に搦上通き[illegible]城[illegible]
如く[illegible]絶をお拵られ[illegible]
を[illegible]
弥き威[illegible]沈田乃家[illegible]有又通き[illegible]
とゝ大力者有しゝ治[illegible]乃力の善[illegible]

一 丹波篠村の八幡宮へ京氏預書をい[illegible]
神祇村妙心寺法林寺と云禅寺有由諸有ゝ[illegible]

の間の仰き敬ひ遥に八幡の神を清田左京と共に出会則正田州云々書し尊氏の願書を拝呈して
うく拝見し則写し取り取り紙の文字を
焉より能て下り簾の矢立たる紙元和書う書
有い成妙云ふても第五章をあくて古年記を有るく
文字を法ぶ称長くく書事ひるく仏云
あれくくと異なくにて書うかくく感んきをいり
但四月を三月と有今時を四の文字を忌事初心なると
云ふ云ふ云古実の祇園味を社壇の左の方に矢塚とて
小さき塚有尊氏を初め上矢一筋乞願書を添
くく事納し矢を埋し塚なり又社壇の脇に柳の
大き成古木有世木の下に詩を掲くまくと云伝ふ

篠村と称ふ城下より東遊京の方へ第年北国
加賀手取へ出ずるとて仮人年祐筆まうく右之
願書を写し取りまぬ乞礼として加賀給白張木
を神主より贈ふとの事

敬白

立願事

右八幡大菩薩者王城之鎮護我家之殿神也而高氏
為神之苗裔為氏之家祖於乎馬之涯人不憂異
哉依之代々滅朝敵世々誅凶徒于時元弘之明君為
宗神為興法為利民為救世乎成綸旨之間随　勅命
訪拳義兵也然乃石丹列篠村宿之白旗於揚木
社之之村民訪謂大菩薩

く社壇也義兵成就ハ光永武將頼速ハ吳服也
威濱瞞侯作佐有湯　此頼忠成家再栄者宮庄
厳社壇可寄進田地仍之頼　如件

元弘三年癸酉　三月廿九日　　源頼忠　敬白

右元弘三年未年より享保十三戊申年迄ハ敬三百九十六年
ありといへり

一　但馬國出石代々小出氏ハ家譜平世濱ヨリ代々
身上ハ[illegible]ハ波ハ[illegible]ハ一村反屋と敬ハ[illegible]
四郎ハ居ても家内ハ居ても屋といふハ前骨背骨と
ハ[illegible]ハ前を巻込ハ[illegible]ハ

後ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
人減し耕作と成ハし村をも西後迄所を替ハ
止事ハ苦ハをもごく敬ハ成と云ハ
ハ事ハ法事をし祈祷をしても止ても出ハ
ハ人ハ村の門ハを西ハを村の印ハ出ハ用事
を云ハの思ハ成ハ出ハ後人乃剛ハ村の名
を関ハを云ハ四国ハ大喰と云ハ病有行
ハも行きし思ハ成ハ西免ハ天ハ成ハ
の人ハと通ハ孫を結ハいやうても無病ハ
ハを抱ハに付ハ味をハ[illegible]ハ
京歴ハの治京拓ハ久方門ハて濱迄拓遠

見夕涼に拓きるに元々と所より風の高うて川とまるとこ
ろ低くひく熱き大きに然まく死るとちり是を侍
やうに者よい世病新古と迎鄙よい変る病気も
有るの成るもの以て

一

久々代及代より出石の在々ふ浦人有き似せ銀をして来て有
と記有馬（湯治して湯）に有馬中に粗悪銀ばか
りつまの湯入を出ひ（ふる）に味（ふる）所用をせる記和
史（誰ら不の湯入）（銀を久）（知ら）望年伊の浦人（近湯）
又有馬（ばかり）若ふ銀の銀ら似せ銀（ら）有
馬より出石（有出）出則是銀を大勢をし（遠く）
せ（ば）ば（ば）（ば）（ば）

とて死まうす者に人〻〻驚給ふ事限なし其の長きを以て
眼の皮を張すみ切り始め引出し張すと切死り親
仁を始め一日こるふるに志ゞ縄を結ひ縄を腰と
結ひ朝暮鏡懸引の盤上の者の水〻と死も見者を
見る内親仁角石へ乗り掛り頭を打死る人〻を御
縄を引上打ひ口をすり結おこと
なれば死なる事あり夫ゆゑ物を連行
そこに居る掛りの子の死躰も同様つけ揚の意
あり掛り別家成者まし出まま紙張の石を深く
と〻ゞ御也張の通り大い箱に入銀の下に乗く埋め立有
なと掛り者ゆゑ掛り者ゆゑ出て銀の極下お事注和
ゆゑ掛也人遠き山へ持行て極下はおしやとゆゑ

雑賀孫市は摂州花淵の城主武田有隠りの地名
ゆゑ城を出て淀川淀人と名乗り水戸中納言様御
一石高出され年々帰国の時名所〻〻
孫市年来連帰幸ゆゑの極子と見て思ひ名を
聞て陸地し一生ゆゑ諸家相撲出入まる中〻
も出入まる中〻ゆゑ長の〻く相撲とす私儀
長の浪人成て長くく中の相撲を達のまく家を門
高初て来る毎日毎日毎人と同中に
一日居て帰る後に面倒なりてこれ〻〻掛打もあり
文をも揃りて古き筆跡而て振舞の有はこれ南書
人と同掛振居の見者〻相撲を氣の毒思ひ振
足の苦分に勝ゆ日見て掛る一〻中門流を云せられ人が

陽よ（五年）科窪の時こそ天変（川）地と抽出りなこうら
今四い毎日の出出軽舟と中に沈元仕家と中に浮れ何の
風情と中に有南紀林麓こう方へ上と中軽舟友蛙こうら
吳今の者い浪人より四浪こ有こうこ忘れもいうこ有さのこと
こ浮陽ちこる揮（り）こ指出とのこ合忘れ仕こ無こ有ちこ
世事と行就吳三湯及加賀利尻の和こるかりこの浪人有
軽舟浦のかこ高こ中我ホ年中ても有こ通ちこ有と
けれ嘲こ話されこ一元の元中史い三遠三有軽舟こすう
ゆ中こ皆中されこ笑いうこ利常法りこ関法（夫い西四
き者也大形の者い商ちる者物ちこ浪人我ホ家年寿
伊年方こ元紙ち紙こ軽舟（ホ中こ有と有こ宣てこ通と
有也こうこ軽舟ちこ浪人と伊子家紙ち法こ浪

初て是接移浦て是軽方へ出不有ちこ出出有市
い市こ中こ中中い出出い紙中い出こ千石こ出出て
有ふと云浪人我こ通ここの出知ち浦三軽浦
ち中こ月出通ホこ云帰ち利尻南
吉ふこ出ちい出ちこ今一所ち桐法ち話
中中ホこれ嘲こ笑ふ不用法中ちて利尻
我ホ我こ中中三年石出中こ出と不有ち浪人
我こ中ふ通分こ和我こ出乃係浦寺出出処有必
年（こ云伊子ち高ち毎こ南こ人知こ
の出船和こ浦ち出年石年石紙出南こ
出年石三こ形及ち出こ方に出年こ浪人の事中
又こ石こち桐設中ち三こ雑質孫市こる中ち

帰り如利害関係ひさされいことを知り有ることを有りて
思しを速に三家以下諸侯に我が方へ二心なき事世間を
命ぜ形勢あるを仕方足りも無きなり
もし又は悔を神をしへ人をあつ慈むなり
宜しく一つ家の常の者ふ物いかしく言和ラ
拒んと心ひ物ひ事を関者利害を稱嘉
しかりとなり

一

強帝豪傑なる者にて形勢及ぶ者なるの首尾
と為ふ伊勢三千石なる出でて延引詐
詐れと中ひ帰ると云ふ形勢及ぶまとおあを
四月ふと為ふ藩に成ると云ふ藩に成
かし後ずと為て懸勅なる家来ふ所を防ふ俄と

一

懸勅なる云形式直四国会に織田おあるを主有も仕出
地に出るの有りて織田信長相手に為りて西側なる
世留も元留示中ふ中して為を名家てなる秘の明の年
休水戸に有り一番年上勅所の内ふ形勢及ぶ家
川馬なる為ふ廣なる不合就こせ者ふ為ふみ
為りて諸ふ小物を為ふ為ふ形ふの浪人
こ悔き神の者と為ふ為てまとふしいり

一

鎌倉形式の附建仁三年六月三日駿河國人宮仁田四郎
志常と入ふ為ふ建仁三年六人相州とふ為ふ入ふの形
町先に湖水渡ふふ建仁三年ふ向ふ岩壁
まきすぐふふして共奇襲成事先国心ヲノウランス

[illegible]部等四人頃死せて主従三人[illegible]
間大善藏の四社詣[illegible]
逆の時[illegible]の中[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

紀州の山中佐藤と云ふ山中山賊也長後々浦あり立花
鐵四郎常真に奉公し若党の時長間と喧嘩をなす後の
事なりなを新蔵の相方なれ共相手を殺す根来衆人腰を抜る
小血刀を持門より門へ走り出る者有佐藤其後
長崎の一人の土を長間より有力を頼て走り出る佐藤
早きより長間門前なる仕出の一人の者追てなる金
佐藤より扨も成門外へ出るまつ力有と上るる恐
おそれ門へ入れ共も出門と金を佐藤門へ服を出る
事を遠慮討留る長門に有る遠く逃て行く
力と頼り遠土より追上る服部也とて出途るも

一

仲間なり主人の者不とわるへ鬼角武道
内の仕合成事一年一年惟年世を過へ
と云

一

肥前佐賀一揆の内紀州より件の佐藤と今一人西人軍使
行二月廿一日堀を渡夜討出る佐藤陣
首を取今主人の者と偽て首の時佐藤
を来る之小通を首と早く取
通り有と首を取て主人を者成程
海おし主人を殺をたるん人の上を知と魂人あり相向る
七海口年寄有如也佐藤門出る事年
と云て行れ板本の西敬るに明部た馬元秀後の二の石の
曽雲寺の和歌汁扇と成て有を佐藤門及び礼物大

ゝ出ゝ不申ゝ元法師拾ひそく是も武士を相手に
なしたりとゝ

一

日本の僧定心と云出家入道して居るに竜蘭を遣る
者の日本人是を食して毒を飲て死るもの十人
或人報て曰薬をなして毒を消事妙也と云て所名
不浄を水ゝ云ゝ呑免ゝ事を得ゝ時ゝ日本の僧
定心曰寧ゝ死不浄遠て不食死ゝ云日本の風義有
寧有て感義ゝ有ゝ五雑組七巻国ゝ ゝ
又武勇大和国源元禅師の舎下に九山と云道を者
有知行をもゝ浪人の果く時ゝ大ゝ脱法事有ゝ
偏元ゝ不残出業ゝ ゝ
九山ゝ ゝ

出火を火炮ゝ ゝ案の事ゝ ゝ
九山ゝ ゝ自害ゝ果ぬ源元国ゝ
佛ゝ ゝ ゝ義有勇有日本の風也ゝ
ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
金ゝ乃健義成ゝ ゝ儀制ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ

江海出奇事〳〵有と合点〳〵せしめ書り給ふ道き
事乃出家をも又給へり

一
常憲院様御代元和二年八月諸番頭御使番等
御在年四御産堂城内御殿に被成
御下り被遊 上関所後作法仕来
者成は早く上言上若服の旅を所に
細江に成る城殿のの一人伝家いつまても最有方
中さり不大番衆水野周防守殿
を最は 之儀〳〵対し 恐義事仕者とび弟
早来言上仕は一分の上所御殿有様の筆
若者者を異見仕ゆく有出さて紀者は一殿を
今点に成るのき者に度を異見仕上方
有出者はの言上仕は然不を用ら限り遠 上関は
りて成は所御殿様を被遊 上関は
ゆく言所御殿有者の様子
出称ぬ伝御殿の 有人ありて 仕伝御殿
有人ありて 仕伝御殿

一
武器等〳〵之を死用を用ら人のうちひとを
を講ありを立を立家朝の初帝と大元の皇帝と
掠る仕を戦ふ光皇帝の諸将たりた討負たりを
仕は皇帝未世善の諸作を有 宋朝大軍掠奪
仕は〳〵基を軍功に仕る時と皇帝の臣下帝師我
安朝の謀長を出れ申て掠る仕の市より作を基を

但し三人の老父親を養ふ米穀を買求めて帰り
をうんそ喜五を用ふ老人滅を流して我若うして
き武勇を励むくいしも治世せき今戦国といを
舟を裏打つ妻子の飢に及ぶより番衆の一親を養
稼を求むるを帝師伝ふ我汝を金三千両ふ買
命一足を妻子に与へ命を養へしやと云老父
大きに怪ひ驚き領掌して別三千両ふ老父を連
く去て帰り妻細を云合て又ふ股肉を切て孫書
を入上ふ膏薬を張り口を含して宋の故きし然
陸しき休を引て中捕らる辻番の角人命とて
嗽角しりり投重りて辻番乃使ふ揚ふに
の軍扇光投の合戦ふ討捕て皆ひ廣大成三人忠大扇
逆心を企て謀反偽使の使やとて侍の孫書を股の中

ふ出り来仕うとうひし辻ふより老父ふ貢を切て
三人の軍扇の父子兄弟を三族の刑ふ行ふ世事を揚
ふ江の軍扇角ふ罪ふ中陳ふ中陳ふとて大元の
戦を捨て故ふ帰ふ国ふの術使大謀反を託し帝故く
責入入ふ大元ふ沈逆を寵き刑ふ三人を討ふ揚ふに
ふ敗を防く者ふ皇帝の人数ふ中美人ふ知帝
乃ち南蛮国元ふ老皇帝故入蛮ふ大宋皆
州大元の世ふ成兵帝師ふ死角を中謀計の角ふ

一 甲州武田勝頼滅亡の時穴山梅雪 家康公門通有ふ
勝頼も門を頼ひ梅雪の人質を甲府ふ取送蛮
を背ふれりりのふ大ふ係七帝右衛門忠世ふ相申り梅雪
方勝頼滅亡迫きふ有早く 家康公出を急ふ

一

〻〻之深書を徳兼之〻衆有者を作出し世使仕
りせ申〻はこと鼎教之有へ〻と偽りて之関せ右の
使を主として兼て相学の事ハ之度の士と討勢〻忠世より
の深書小其責を深く勝敗の方へ主〻見せられる
仮て其義を都〻心を免〻人質の書を上られ
梅雪公其儀を窺ひ人質を盗取て逆心の色を立る
色を始として意勝敗を逆らるとなり

一

漢の高祖と楚の項羽く戦の時王陵く之者の仕意たる
城を預置られるに城強く〻て敵を王陵ハ
者ハ敵主人小指出と申〻楽う敵を捕て情の西小
て〻陳を責心へ〻矢を放川事一不能王陵必降を
へ〻として軍勢の主命より進ようと敵を見く

一

我矢より中らん事を思〻防くに術なく王陵教小降る
屋〻敵者主の命を惜んで王陵小和を申ん
かとて向ら敵の上ハ王陵ハ之を図て一人事を
刷〻敵の仇を歌わんと事を欲すとなり

一

慶長十年関ヶ原の時細川藤孝忠興父子出陣
仕候ハ之ハ之の妻ハ之大阪の屋敷ハ居ハ者ハ
ら方ハ城内ハ入ハ之ハ
いへ〻ハ右内関入ハ人質
其の妻ハ之ハ大坂ハ入ハ
曰忠興公 家康公へ
注記ハ方へ入質ハ有〻ハ
中を失ハ元義の向ハ不惟一逆る 家康公軍

志をもつまりたる者にして家老等に指留られて館を
火を掛けんとせし男子五人女子五人家老等を殺さんと身
を常に自害して死せんとせしが明日四時迄死
限也小笠原小弥河小右衛門の内室の内室の
稲富伊賀と死を共にせんと思ひ定めて倫理を有抜間敷剛毅抜群の
思ひ定めし感涙を催ふす

一 元禄四高山の家中横尾伴蔵と云侍在江戸にして留守
義を尋ねて来り府安く七夜より一類出入の者近所の集め
祝義を食せり二月中夜伽に入りて夜を明す旨
小女四五人有りて宵より伽に入れり婦人数人の間
枕小掛りに成りて暁に成り
強く動き出す内義脇差を一先神棚に
大刀の柄

一 絶の掛く有り我おろし鞘をもつて炭俵の例に在り
沙弟と動き下り両手を広指上げそろりと炭俵を脇
遠遠上りんとする処を捨て羽織を突通し炭俵へ
きりと突刺て縛を被る
下へ迯事もなりし良はよりて内義さいかをや
かて夜明なり夜中小四不さるも常時とて女
をも死さしに夜明て嫌疑の方へも知らず仇
民新左衛門を見るに日出入の大工也と日より来りて
一日働き夜に入て帰りける夜伽の者も知り炭俵を
仕る事如脇よりく知てそりて内義働き斉藤
云一人居さ者る仕形やとて感義しりつつ

一 世小定業雖業く立事有世間より元遠く心得遠ひ有り

見るに堪えず一人仏殿に入て法華経を唱ふ傍輩又誘うて法華経を唱ふ仕出し地獄の者と知給ひ給ふ
不思議の侍道を唱ふ仕出し地獄の者と知給ひ給ふ
不思議の一人仏殿に入て法華経を唱ふ相果の浮判
して曰く法華の者は我仕業なる唱ふ者なり過ぬれ
ども死ぬる事なれば定業なるべし仕合業
不思議仏殿に入て法華経を唱ふ者と不運の仕合業
の死をしたりと云又一流に唱ふ唱ふ者
邪業の死也知なりして死する者は定業也と云いろ
と知ぬ唱ふ唱ふ共礼する我外の男法ぶ
其法を云礼を案し詞を早して義を云て
不事なして通へ又先づ礼は月の法ぶ
知の法ぶ者は夜食へ法ぶ
なれば法ぶ者は夜食へ法ぶ
なれば法ぶ者は夜食へ法ぶ
なれば法ぶ者は夜食へ法ぶ

仕たり其仕唱ふ成り其礼する訳して理
小叶ふ死する者は是を邪業と仕かり生る者は義の
業なる信者業なる仕不の者と仕んを生る者を
う信之へ仕かして仕かして死する者は法ふ叶へを
定業と云て免角礼節を知る叶ひ義を仕
業と云へし礼節を知る義を仕
邪業と云へきと云

巻目

一 山鹿源豫門　養勇

御成言し武士の雪氣出ぬるの内有一妻女二人
初少の子三人戦定四人病氣五人雖也武士者ふ嗜へき不
多ふ有べつ事

信長遺門

一 斎藤山城守道三者元城州西京ノ人家貧賤他
以為業以歌謡武濃州仕土岐家老既而村長井領其地
後逐土岐頼芸以有濃
州天文十五年也信長今十三年附商見利将軍十三代
義輝公附也

信長譜門

一 天正元年八月松倉右近ト信長々城祝賀迎而我附全
松又曰部有戦功跪歩進逆信長見之曰海勇最了喜也
以其不着之短靴俗曰草履授之曰我自弱年無除戦以
此短靴而到附力靴也今以授汝勇者

右同書門

一 天正三年九月武田勝頼出張遠州進圍三州長篠城陳主
奥平九郎信昌防之多井強右清門脱圍告家康云之小
栗大六求加勢於信長使強右清門帰報信昌到長篠
而敵彼執勝頼告曰汝到城中迎彼到相知者為我曰
信長不出敵也城中困窮而降保諾勝頼使人
護到城下使人時強謂曰信長已出馬而到是偽敵出城
者在二三日之間耳不出守城中大喜勝頼怒斬強

嗜餘雑録門

一 元亀元年千種山路を信長通給ふ作ふ未義頼松名
名任房ケ丸を以担荷々の両神り中て不備其
虜房逃匿山林後被於丹波寺捜捕之故々々大怒而以
竹張渕新其首

朝鮮太平記

一朝鮮番列の城を攻る事不要害の地なる山小にして大河有
城築共夫程無益四方ばかり日本背二方ばかり攻まくも城
強くて落がたしとて加藤清正の妻なる亀の甲と云ものを
送まつり宗物の形にして上にも下にさるを
小夫人に車を四つ付て宗者門に挽なる拵へと押ば
や長き紐引を付て跡へと引戻せ上に投縫ぬ
大好付さる為小牛の皮を剥き生の内のまゝなる方を上に剥
てこれを包み内に仲の亀の甲を三枚にて惣是程さを下
集め清正夫小田城亀甲に宗石垣除(諸書の角石を一つ二つ
なる事なんと云事や在なれ共者と云
小おき死なる事も有べし
一若又命惜あるんも常所の知行
あれば一城に攻籠る面白の志
城を敵方の味方城に攻籠る面白

二敵の戦切也我為に一命を捨る者ら云ふ上の共河の
下りう完竟の是程三人出て商城乃一番宗を為られ清
将り様にて来る四つの石を為られ事一命を備を中
屋敷なる国元の妻子を正傳とおもへ〳〵と中て明日
の城攻三人の子に三つの亀の甲に宗石垣の下へ押寄城
より矢を為し様物を打しけ石を落し打破を投
も事なるもせに石礫に押て亀の甲の内へ乗て出三人の
ら角石の大きなるを様挑を入く弘を為迫〳〵ちから七八
向消きりう遠に清正の長男主税を城の様物を出く向に腹を
を城の様物を出く向に腹を
て黒田甲斐守長政の長政夫
と清正夫人の清正の城に為
鎧を宗迫三人一所に為

引取く清正の妙法の説を授入く指上加藤清正の家来
醍醐三藤蔵一番宗とする石宗りる又全藤服とする黒田長政
の家長清藤又全藤一番宗とする石宗共岡り仮田と甲斐一人
討取る古綿く清正は加藤清正の家来加藤清正の家長
加藤又全藤一番宗とする小西行長の家長醍醐
清正長政も宗込く仮田敬の首を指上清正の家長醍醐
三藤人の一番宗一番首とする又石宗りる小西行長の家も
宗入加藤黒田先を為て相御備不宰相秀家サイハイを振て
諸軍を廻し宗処めくく下知セらる勢軍我先と四方へ
宗処搦兵と勇功の諸将る酒を飲て戦しる力を尽て討死
しる長き仕て暗く去る討る首数一万五千三百余級若と
所水よ潮て死る者と外邑民よる逃仕る者よって死
まる之を手くれて二方余一日ハ死亡とする壬辰年四月日本勢

海海して朝鮮人を一時よ討まる江浦田家
の陣ハ金令して戦功の沙弟を肥ハ石護屋に注を作り
太閤秀吉公既来長崎ハ感状褒賞を下される義清正
より仮田ハ二千石義弟ハ二ハ石の加恩有亀の甲よ宗し
是時石ハ中り病を蒙るくいを三人ともに差なく三百石
宛ハ長田他とを入らまる為へ

海汀会くと云ハ加藤清正ハ軍有しる朝鮮の軍時
討滅と云大将まるの指無千人年押る大軍とる責有る
其ハよりまる会有戸とおる彼る見くよ米穀勝く有
清正ハ知して会年ハの米穀を取運を是とん恩古と
敵の矢を防き味方ハ其る会ハ移地をおく古利を得

蔚山の城ハ 慶長清正海軍九年長ハ年長ハ毛りる城

大明勢七十万騎朝鮮勢相加百万人数を是を攻る
事昼夜を四五日攻て三浦連震を撞城を
圍み寄り責る事十月廿三日より翌二年正月四日迄
三度に敵城より切て出進戦ふと雖も大軍九
重に取巻き城中防ぐ方なく終に不叶籠城
小西行長殿中より援兵を乞ひ後詰有り三浦表
に取られ行長殿中より援兵も参ず
なり後詰迫しとして第一押への給を遣れ
敵して名蔚山迄不レ押来り明兵の陣へ切
入らんと諸々相議せる所に長政人数を
しと云風聞者をもいとわず
又三浦表次と物見に城より又三浦向江一川の川を
渡り敵陣近く切入んと中一日の夜の
多く流れ来る死骸を見る中川を渡り味方
の内より早川を渡り人数を入れ
進める長政共を関ヶ原ひ又三浦の功者氣の利く事
と感じ玉ふ内の明兵後詰乃元り切入れ城
実て為悪く敗軍して城兵運を新き事戦の次第
長きよりて者之

一
朝鮮陣を文禄元壬辰年也太閤秀吉公六十三歳八月十八日
伏見の城を出馬長三年、朝鮮大明の萬暦二十
六年也

一
孔子薨し玉ひし後り魯の衰公賢人を求めもとめ
孔子の門人見る張説を招き玉ふ子張魯より移り
衰公を玉ひて其今歌舞未あり伝くる況々ふ帰り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 今日被定起請失之竹扇目所謂

○鼻血出事○書起請文後病事但除本病者○鶏鳥失懸事○為鼠被喰衣裳事○自身中令下血事但除用楊枝時并月水及病者○重軽服事○父子罪科出来事○欲食時咽被打背之程可定失者也○無用馬鞍事已上九ヶ條是於政道以私無為先而論事有疑決是非ナリ所本ヲ慈ス故仰神道之冥慮可被糺犯否云云信濃右衛門尉行泰図昏名清時清判官清原季氏等為奉行申決之云云

一 同慢ヲ為の城門天守の上ニ雷落て天皇焼る五月十四ヶ日大雨の後元中ヘ如地の内有ヨンセウ花有町人是ヲ雪ときと

一 持来て信濃門（可ヲ来り）町中に解り大雪の後不出来ル有来大勢集り彼人ヲ取て雪と

ゆくゆくこれを見て花を握り能ヲ見て来ル

より雪ヲ取れば道筋の中怪て見ること

呪詛

一 物の咒ま物ゆゑ或疱出歯ヲ出しの歌を外に又の咒

ゆゆあやまり事あるもの服ヲ験ヲ古人曰程

不可論云疑用実利あるとも云

類有或ヲ常分俗ヲ神の名佛の名ヲ云ヲ

所封の札の中有ヲ事ヲ伝用ヲ又利

清水持あるヲ冊類ヲ伝心ヲ茶教ヲ

一神者依人之敬協感人者依神之徳係運ヲ又曰

神子山伏陰陽師八卦売判さん〳〵世渡ふたつらさられた
内さう〳〵士事なうれ然ましてうの物押をして思さ〳〵うを
彼事も笠〳〵に常に出合酒ゆさるうすりを〳〵
れうの日夜附夜方角なうを吉を用ひ凶を忌事高元の
理也用う時を能用ひ不用さう時ハ能ふ用せうとうく
有無〳〵〳〵

權現様十六將

松平左京亮殿　廣忠
井伊兵部少輔殿　直政
榊原式部大輔殿　康政
大久保七郎右衛門尉殿　忠世
同右衛門尉殿　改成

酒井左衛門尉殿　忠次
本多中務大輔殿　忠勝
平岩主計頭殿　親吉
大久保治部殿　忠佐
鳥居彦右衛門尉殿　元忠

鳥居四郎左衛門尉殿　強忠
酒井雅楽頭殿　忠世
榊原長吉殿　康政
内藤四郎左衛門尉殿　政成

以上

右世上ハ何をなく〳〵探りうを西東元ハ是程大物
なれい將とりう無〳〵陣所のうを出給
ハ一已の士也弟伊達元ハ酒井殿の家士也寺月四十二將のう
来寄

一　武田大膳大夫兼信濃守源時信法性院拾山大僧正信玄

二十三將

四郎勝頼　　穴山梅雪
馬場美濃守　　山縣三郎兵衛尉
内藤修理正　　高坂弾正

高坂彈正忠虎綱
小山田左衛門尉
三田源左衛門
武藤喜兵衛
横田備中守
多田治部丞

秋山伯耆守
土屋右衛門
原 隼人正
曽根周防
小幡山城守
山本勘助 以上

真田右衛門
小幡上野守
三田四郎兵衛尉
三枝勘解由左衛門
原 美濃守

信玄公の代甲斐武田の諸将をしるす
書付英士とうせ

一

長川の龍を派の古帝久清と云者義家の命を伝て摩
小城に忍入て火を放て伝て右衛門尉義貞任一
諸を盛を切と云義家斤を矢いて退散ひて

一

衣の柵にて生ほこ所にて宮ひ有て貞任馬の
鼻を引切 年を経て京のみれのらくさり
く上の句を次く延て右ハ京の古られハ貞任と
云伝ふ 年を経てもすて京の古られハ貞任と
厨川の城小ゆく討死を年三拾八歳の腰の
屋七人尽寄貌群偉皮膚甚肥白して三死数槍ふ
の物て六人して奪之東国一の壮士なり云 是を東鑑に
七百
天王寺表にて大坂勢悉敗軍し城へ入んとて逆を張
有て返て城無偏諸家の人数相雑て味方分別
おかれもなく乱て三河の新信中を大善大夫と
同味方と云天下長逆と云 [illegible] 人
及五六物の具よりこれたり 惣兵衛の
物具

[illegible]

一

七日の朝城不安為忠近々加賀勢の中と西へ突後て去土寺表茅野山乃茅へ押詰たるよい山中内義吹多賀谷丹本多備を立る忠近の右の先よい山中内義吹多賀谷丹本多丹下越後大原高虎城守萩四郎兵衛尉高俊浅野左衛門尉長政二備を以て善照寺忠近の後詰也合戦始り少し有て城不勝成共を見て大和勢元と三人宛馬乗を付をくり出る所を城方見付て

一

四日の朝大和勢四方より取詰られ城方馬乗大将の門一騎ハ外郭四方を守る忠昌海城家を守る城家軍勢と云二騎ハ豊後を防城和泉守忠昌山城真奥の物見あり城に向て騎三騎真之手より軍をさせ城より小用の関来る小陣に者と云ハ第一勇者の馬達者成を用ると云鹿沼類を以馬乗にて怪車の城ハ初心の為に書付也

一

慶長の役に城井左近宗永卿日向国高城に属して奈良ず国を守を城し合戦日有馬乗のさしこの二ヶ志の四乃中に城井を城りに道寄ハ早来道を二番迷作を城井を城し城方城井より城方に早く陣を合る也二日の夜も早く合る也主を家の利を以て城方あるとて秋月主を注意人日馬乗有と云者を忠秋

一

[illegible]

右日不[illegible]行遠西宗大軍加陣備[illegible]地形要
[illegible]西宗日来先[illegible]陣備水[illegible]
[illegible]清水小渇し[illegible]乃山[illegible]先[illegible]陣[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

一

水野監物及[illegible]勒[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]

物の箱に入るものゝ格別高価なる物は格別
なれども之を石炭に用ゆるは入るゝ事とくゝ
石油法と称れる様に石炭に用ゆるは帳面
なれば石炭乃者のいふ所の石炭帳と
いふ名にて石炭帳と石炭に用ゆる炭帳と
なり其内に帳者に石炭帳と炭帳
之名にて帳者の者と相書の者と
監物及代官所の者と共に会合
之会計事務を司れる監物及同役
中川内蔵丞之者と之部を兼ねる者西之者
迎会計係を之事用ゆるとなるまく者やとて之事の
者と部地の者に給料帳者と云ふ事の
松塩浦の者に給料帳者と云ふ事の
事なりと

一

同監物及者部石炭帳者新に設けて家風
ゆるさるゝと称なりて帳簿を云ふ
監物及帳と云ふ
松塩浦の者に給料帳者と云ふ事の
事なりと

松塩浦の者に給料帳者と云ふ事の
西洋の風を以て励ゆる世間
中なる異なる者を有
遂に化（之事なれども）
ちなる時世の風
ゆるは石炭法の
八一分を之に
石会計
上ふ石炭法を中上

なくは浪人仕人ふち墨かさんなり（ナラスヤ）扶加服仕義ハ中ゝ
ものを賣中ゝを頭ゝ接拶ハ
ハ中上る事細間ハ少人の目利ハ度一二重門の事なる廻
とのゝ服ハ見ゝ者ゝ
く前り後ハ役ゝ云ハ毛前ハ
ハ

一

松平ハ家ハ慶ハ忠ハ角ハ中中ハ家ハ文ハ文ハ信ハ是
ハ家ハ調法ハ有ゝ間門ハ
間門ハ
ハ家の食と御膳の内ハ吟ひ大小用の外ハ紙膳の
ハ一回ハ事ハ
ハ膳の外（一回ハ事ハ
ハ小屋の者ハ
ハ小屋の者ハ
ハ前ハ

一

信堅ハ四番乃ハ
ハ小屋の用ハ
ハ紙ハ
ハ表の
ハ物音ハ
ハ小屋ハ有ハ
ハ人の
ハ門ハ
ハ人ハ
ハ責て一合ハ
ハ家ハ
ハ家ハ
ハ門ハ
ハ有ハ
ハ役ハ
ハ事ハ

一

ハ山ハ大脇ハ
ハ七指ハ
ハ脇ハ

く勧たる義なれども張作殿世降より家督相続なして
[illegible]年一年毎に奉公[illegible]勤めまする時張作殿
乗をとられ[illegible]少し時間[illegible]事なりと宣て[illegible]
[illegible]年[illegible]間[illegible]れしも[illegible]言いつる方難有[illegible]毎年
[illegible]
[illegible]れば[illegible]七年[illegible]
[illegible]年より[illegible]月お果て[illegible]一七百石の男子[illegible]
[illegible]
[illegible]の男と[illegible]の身お果[illegible]
[illegible]お果[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

物[illegible]百三[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一生涯の間ふかく恐れ入り申す

一関ヶ原の時分御部屋江戸御出馬有りと有りしを聞き
遂ぐ申すに付朝日の西塞ぐ思ひ二日(四度)御使ひ遣はし
仰せ出だされ候ひ同じ事にて四度合戦
神君御自身を敷せられ事情失の儀
を責め立て御養を請ひ奥方の儀
急度御断申上げ候ひ一刻も早く御
帰陣仰せ付けられ

一関ヶ原の九月十五日の朝諸侯(船)を以て
御出馬遊ばされ候ひ諸方討ち
掛り候ひ諸侯の軍勢
あり諸の指物相揃ひ申さい一番に
合戦の大合戦相成の軍
入乱れ

たる時を直ち御出馬遊ばされ
御方の相手も敵せられ

一日本の軍法にて　神君関ヶ原の御陣
高き御陣机に腰掛を諸侯の大将遠く
見渡の軍の様子を御覧遊ばされ
腰を布を以前に敷かせ
御手に御指図遊ばされ
行井兵部太輔の真隊
有て敵の内御陣机に御腰
敷せ遊ばされ御指図
りの通に遊ばされ
太閤に仕り遊ばされ
直ち遊ばされ

敵を直ち御出馬遊ばされ

一

一番の軍法にて　神君
高き御陣机に腰掛を諸侯の大将遠く
見渡の軍の様子を御覧
腰を布を以前に敷かせ
御手に御指図遊ばされ
行井兵部太輔の真隊
有て敵の内御陣机に御腰
敷せ遊ばされ御指図
りの通に遊ばされ
太閤に仕り遊ばされ
直ち遊ばされ

敵を直ち御出馬遊ばされ

不次可参と云り

一

四年兵部大輔長西石田三成を捜し出し石縛して岸の御陣所に進ず神君御感悦有て浅野少将を先捜津に押入小土として是を討ず仍井垂改て命有て食を賜ふ　仰曰三成今捜出て是を会稽の恥を雪ぐ

一

仇人の媒介は元忠大夫の御門に在り年来の家臣西の丸に義牧少将勝俊門番に在り右衛門尉長束内匠頭殿西の丸に義牧少将勝俊門番に在り右衛門尉長束内匠頭殿松平安房守殿に依て休見の儀を以て八月朔日三成に対面ありて井伊兵部少輔殿に対面ありて井伊兵部少輔殿に対面ありて井伊兵部少輔殿

神妙仰ゟ之ゟ心入不渋　只今也弥去ゟ去ゟ
偽りて用心のゟ中ゟ[illegible]　上意也之付長政
是ハ逆恐仕ハ偽りゟ中ゟ逆流ゟ一味の中ハ難
中者ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ中ゟ
ゟ強ゟ　仰有りれハ古ゟ張ハ[illegible]ハ遠乳の文言ゟ
ゟ　仰ゟ[illegible]ゟ遠ゟ[illegible]ゟ別法右筆ゟ　仰ゟ
軍勢ゟ[illegible]ゟ裏ゟ中ゟ[illegible]ゟ長政ゟ[illegible]
長政降参ゟ帰ゟ浅野ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

一

[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
有ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

一　老士雑談ゟ武州部[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
仰ゟ田古今戦場を考ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
三関ゟ云也中ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
也今[illegible]ゟ城を築ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
理[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
城を[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

小孫を大身とあり〜ばれし事を若の方心に有と中古刑
二万七千石の御加恩有て脇本の城主となり〜脇本の城を脇本
大津の城を脇本〜改伏見江戸の御城郭を高虎に仰付
〜〜〜

使ひ捨てにする様なる也

一 去れ大石の家へ他不ず新参者有り共之を居合うの
士たるべく通り申す成共其門ふうの家なる男有るべく新参
者を用ひ撰抜時至りなんきんふしして秋石を立ふ
仍よりて時撰と云ふ石ハ何と中と云ふ石なれハ其義
薪ゆの二つ石と中と云捨て仍為ハ秋なるべと思ひ
薪ゆの二門石ハ其れこの仕ふ様と云ふ仲の者
鑓を通言とあうべき為ハ命ハ為ハ事一言石を屋を
使ひ捨てにする様なる也

一 初巻に云如くまるとく大服部兵衛殿水野吉盛殿の家
の人と付き申す者ハ侍の言地を立て浪人ハ為ハ者と
地ら者ハ浪州大垣戸田氏の下ハ小笠原久左衛門
と云て三百石取り土有り地男次郎と云ふ侍業新
左衛門と云て者と在江戸の門相小屋ハ為ハ細ハて
出ずして彼の三郎新左衛門ハ加藤清正ハ切込む事付又久左衛門ハ
所奉公ハ切込む事付又久左衛門ハ
云申ず義ハ中間迄ハ新左衛門を付添ハ
教ハ為ハ浪人ハ義申の浪人ハ為ハ
なるハ久左衛門ハ屋敷ハ
有り共ハ為ハ浪人ハ久左衛門屋敷ハ
親ハ云ハ新左衛門ハ切腹ハ親ハ

[illegible]

先知りて拵らまいらせしもの

一　右同家中より山本[illegible]と云て三百石取候者を初り
七十俵[illegible]を頼び家財物悉願有之[illegible]
[illegible]国[illegible]と云て[illegible]又[illegible]
大和[illegible]師[illegible]
小[illegible]
[illegible]
[illegible]

七十四文ニ付江戸（下り）五沢あるくして芝尾ヶ勤尾ヶ
浦（浦ヶ）くいて

一　日本中大恒ヶ林ハ古来ハ水右衛門ハ日向の国の産
首尾先仕出ニ江戸ハ下ル水右衛門ハ日向の産の産
右ハ子ニ当ル年ハ市ヶ谷ハ林ハ紀州ハ
綿ヶ長崎ヶ長崎ヶ豊後ヶ豊後ヶ右衛門ハ大変
ヶ中ニ出ル　ハ古来ハ右を出て親類書
ヶ郡ヶ豊後ヶ豊後ヶ長崎ヶ右衛門ハ武州ヶ
右ハ碧ヶ中ヶ中ヶ也水野右衛門ハ大変ヶ林ハ古来ハ不
苦ヶ水右衛門ヶ右衛門ヶ水右衛門ヶ豊後
ヶ日向ヶ豊後ヶ豊後ヶ長崎ヶ豊後ヶ
ヶ豊後ヶ豊後ヶ死ヶ豊後ヶ右衛門ハ大変ヶ代ヶ

作ヶ右の家ヶ家ヶ家ヶ右衛門ヶ
中ヶ水右衛門ヶ水右衛門ヶ右衛門ヶ
武州ヶ江戸ヶ（右林ハ）ヶ中ヶ年ヶ
小加流の軍法乃師ヶ右衛門ヶ
ヶ江戸ヶ利江戸ヶ細ヶ

一　市谷ヶ元禄ヶ大坂ヶ浦ヶ浦ヶ浦ヶ
事ヶ又右ヶ浦ヶ浦ヶ浦ヶ浦ヶ浦ヶ浦ヶ
ヶ中ヶ家中の士ヶ又右ヶ毎年ヶ
ヶ仕ヶ又右ヶ中ヶ家ヶ家ヶ
ヶ浦ヶ家ヶ家ヶ家ヶ家ヶ
ヶ家ヶ家ヶ家ヶ家ヶ家ヶ
ヶ家ヶ家ヶ家ヶ家ヶ家ヶ

然い家来い主人より所ゝ
の事ゝ有事ゝ有ゝなり
家来ゝ毎所る大名ゝ大勢の用ゝとなるゝ
主人ゝ氏筋のゝ氏家来ゝ言ゝいはるゝも有
時の盛衰ゝ家の果也家来ゝて侍をなるゝ
事い主ゝ中ゝいゝ主ゝ有ゝ有ゝ
又者ゝ浪人なるゝとも勤ゝ
なるゝなり

一

常也氏族中の者ゝ流れるゝ足ゝ
所代ゝれいゝ断絶なるゝ入事不可有若風儀ゝ
一揆ゝ蜂起ゝ有ゝゝも即時ゝ鎮圧ゝ事ゝ
きゝ家事い有ゝ也流れ所代の次事ゝ出流ゝ

江戸中の者ゝ者て消せゝも大火ゝ成ていかゝゝ
筋いゝゝ者ゝ者ゝ家の有様ゝ続ゝ若方角遠ゝ
繁昌ゝも出ゝゝ自然断絶の業なゝ
接ゝ揆の中ゝ方ゝ断絶の言葉ゝ
者ゝ混乱ゝ者ゝ混乱ゝ
やゝ者ゝ大名ゝの下屋敷ゝ
者ゝ合想ゝ者ゝ火の用ゝ異ゝ
古ゝ完ゝ入ゝ退ゝ有ゝ若中ゝ類絶
ゝ絶ゝ門ゝ火の中ゝ入ゝ出ゝ事ゝ
異ゝ或ゝ身ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ中ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ心掛ゝ中ゝ者ゝ

[illegible]の時の[illegible]有[illegible]事也と云

一 右若女入老の事世間よりの人の和不也如い十郎は豊臣
[illegible]殿[illegible]女入と云肥前守源[illegible]の時も板倉内匠正殿
[illegible]上侵十郎[illegible]御同[illegible]の城攻内匠
及討死十郎[illegible]も[illegible]と[illegible]
[illegible]の時[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

室ノ[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]死中ニ生ヲ毒ニ[illegible]ル[illegible]
[illegible]ル[illegible]相見中ニ人ハ句[illegible]ハ即[illegible]
中大物抜恩[illegible]物ト[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]
何事ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
毒ヨリ[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]

一 [illegible]入ハ天下[illegible]浪人ヲ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ル[illegible]ノ

なりきこえて二百石にこそ抱へまゐらせ候ひけれ彼者こそ入の
敵の相を仕り申し候へ共一番に駆け候ひ候ひ
まゐらせて上へ参り申候ひ候ひ
こそ仕り候ひ候ひ
と仕り候ひ候ひ
そこ抱へまゐらせ候ひ
時分申し候ひ
なり候ひ
明二年
行て
意成
中に
細く

一

義を
わすれ
笑を
一
松平
と
中さ
成
に
世
松
為
余
義を
ふ
ふ
ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大名方いとまごいの評判すかしきりしこと

一 去年死去の七月廿四日那古野四ツ谷の住人金王丸の子不孝
貪ることかぎりなし去年の冬子芸はたらき所領を没収の事
を聞こしめされ者集り不孝子ハ
うり千枚石くくり有しかも寺院寺僧福祐第一寺とも
善清をしかも家も家財ハ大勢善しるこ寺とくらく
しかの人の所へ浪人を任用ハ大きなる名報也一人
任用ハ一人妻子眷属新参高知用ハ迷惑ハ
ハ大勢の者と来る積善の者ハ余慶なり

一 大坂の時分京都所司代板倉伊賀守殿御
善清ハ義次と云者を同者として大坂の城中へ入ら
ハ陣ハ伊賀殿丹後殿長崎ハ
和田京都ハ浪人ハ浪人ハ雑兵ハ

一 大坂振ると勝重と使者ハ大坂ハ京都へ悪人
城中へ放火せんと申ハ勝重ハ
しかして大坂ハ悪人を捕立て内裏梁之
人を捕ハ振きと関東志を
して仕掛者ハ京都へ
を伺ハ一人宛代り大坂へ
させハ雑兵ハ大坂城中の事と
智深ハ雑兵ハ
の者共悪四重仕掛有ハ浪人ハ大坂籠兵の内ハ
伊賀殿ハ城中の陣掛ハ
城中の陣掛ハ疑と
尾州勢ハ京都ハ
大坂騒動有板倉伊賀殿

とよ審議して大坂に詰込籠城兵と成城中の振まと為
門を立て中を出る節たるべく存ぜ也況人よりは
如何ほどいん思召も有り度と申し遣候て城中の
場へ論議して城中へ入る人の方へ門を立ること
を言上有るべしと思ひて城中に入なば軍功を
城中に入なば軍功を張んとする事も実の忠義
共風と成るべし此のことを以て
ふ中にとして御家敷を賞するとの
一

同月十七日　大御所様京二条城へ　将軍様も同日
伏見城を発し十七日と　大御所様伏見城へ
御本陣　将軍様も同日平野へ　御本陣也　夜に入
大坂へ出張後者逆賊よりよ
来候有るべ上り十三七八日と利有へきふ
ない悔なりといふ

一

同十八日　大御所様三河国へ後ろ者を以て
幸村の方へ仕向ける者れ頼る全体の
ふ中に味方に来る
能く記録ひて
品幸村の方へ
幸村の方へ仕向
中りるハ　上意の
関を京合戦の
川の竜り一備
於云ふ百出られ
以下大坂の
大坂へ出張後者逆賊よりよ
来候有るべ上り十三七八日と利有へきふ
ない悔なりといふ

同十八日　大御所様三河国へ後ろ者を以て
幸村の方へ仕向ける者れ頼る全体の
ふ中に味方に来る
能く記録ひて
品幸村の方へ
幸村の方へ仕向
中りるハ　上意の
関を京合戦の
川の竜り一備
於云ふ百出られ
以下大坂の

[illegible]の[illegible]方より可[illegible]義門外[illegible]郡中云[illegible]先[illegible]
[illegible]中有[illegible]
没[illegible]れ[illegible]く信濃一国一円[illegible]
奉孝童て[illegible]向[illegible]く世中と[illegible]
童[illegible]有[illegible]
[illegible]の面目[illegible]
[illegible]
[illegible]

三度廉光朱の馬より二度の敗軍を蒙り、
幸せさせ幸村自身家康を
あうう人ら後城郭部部の上い立てい本陣の合戦
ねられい本陣迄へ迫部部東西の大軍より迫向ひ
長の鑓ひけい戦討死さへ一入秘蔵仕手
逆さと案て見せ活妻を
金の帽子を集人正い論りり
箭を馬り家て中
社長あり二付幸村四十六年也集人
藤堂和泉守高虎先手の部大将の門
貴殿部部高虎関ヶ原一戦
加藤の者帽子を
加藤の者親ふ部集

も後川を活法陣（同加藤の思い家ヶ原の合戦より
身命を捨形者を
新を方を活法と思
ある法を敵味方も
和泉守高虎
長崎奉行活法陣一同
活法陣常
活法陣
を二腰
う辞
食せ活法陣胸板を

一

[illegible]

信州松本の城主小笠原長時秀政は弟なれども御陣の
四位殿[illegible]熱頭信濃守忠勝は松本の品を取[illegible]
[illegible]れい信濃守本[illegible]
[illegible]事と思ひ品をつきの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

されば後又清基次手柄を陣取られ　作をされける
ハ此ものとり　義さうし仕り　中國播州を下り来る
さる方清延切也　揚西堂又今藤
又三郎申ける、　上意ヲ余り強く
つよく紀ヲ細川大阪ヲ威光強く　関東ヲ弱く
り清延方ヲ仕り既ヲ大阪ヲ
り清延方ヲ仕り既ヲ大阪ヲ　振ヲ宣ヲ中
り大弱ヲ又振ヲ清延ヲ清新中ヲ　振ヲ宣ヲ中
て天下義ハ半分（の内）清延ヲ　當時天下ヲ武士ヲ
ヲ中セヲ毋　基次ヲ勝ヲ侍有之ヲ補ヲ　ヲ形ヲ
國家の安危ヲ此ヲ清延ヲ　ヲ大明ヲ此ヲ
延ヲ是ヲ豊國大明神の清延ヲ　ヲ義ヲ入ヲ又ヲ方ヲ
清延方仕り　軍ヲ利運ヲ　ヲ
義ヲ　ハ　後河の　西御所様ヲ此ヲ今後の陽

一

故を基次一人ヲ才ヲ撰り此事ヲ　冥途の
有の命ヲ此ヲ秀頼ヲ又放ヲ八郎本意ヲ
ヲ宮家の　御言ヲ水ヲ仕ヲ　ヲの間ヲ
時ヲ中ヲ早速基次ヲ　ヲ是ヲ清ヲ
生ヲ清ヲ中ヲ一日ヲ　大阪十日ハ
死仕ヲ十日持ヲ　大阪一日ヲ
（の内ヲ云ヲ仕ヲ中ヲ有揚西堂力ヲ及ヲ清延有て右
の限言上有り也

大坂ヲ秀頼ヲ四方ヲ暗鄙　ヲ　ヲ　ヲ　軍功の
諸士感状或ハ武具馬具金銀ヲ　ヲ　ヲ　ヲ
ヲ下ヲ勇ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ
提ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ
ヲ下ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

あるいとて感状を正宗の服指を除ける長門守清さく拜戴
しかの御家を亜中りの八幡宮へ奉納
武勇よりの清盛公の軍士等こゝの所に来たり平家を
捨て相戦ふ九郎義経勝利を得たりしを聞
又信濃の国七郎の者共名乗を上りたる所に略師
今福嘉兵衛小太方勝利を得たりしを聞
郷を又御感状の中宣成一人なる
宣成の御感状の中に
あるあるに二君に仕へる者は
仕へる彼状をん軍功を賞し
ふ宣成より勝くいと存なり
八幡服れすての御あれい申し
使ふあるして早くるさせ

を仕なれ八幡宮の廟の御
九郎義経仕へる小太郎
ゝ云ひ中ち宣成二十三歳也秀郷と同
彼家ゝの大夜叉姫と世に
書状仕家の御沈
大岡越忠之上
秀忠公の服
の御使物
但秀忠公の御
ゝ小浜井備前守
将軍秀忠公の
小秀頼に
を

[illegible]国を順[illegible]あるに服の紙屋に偽りを載んい是[illegible]
く[illegible]偽者[illegible]

大名の城下に科人三人有死罪よりなを[illegible]命ぜを
して貴御[illegible]処[illegible]れども重罪の者九郎[illegible]
所衆情(違ひ)を[illegible]集[illegible]あるに三十人程[illegible]
持場[illegible]の義[illegible]ふ待伏して[illegible]
[illegible]科人を奪ひ[illegible]
あるに[illegible]の[illegible]
捨[illegible]あるに[illegible]
[illegible]相[illegible]
も奪ひ[illegible]
[illegible]

情(違ひ)[illegible]
[illegible]

一 [illegible]を討て二人所尾[illegible]
[illegible]の門一人を[illegible]
の[illegible]
切伏せ一人して二人を仕留[illegible]
[illegible]

一 尾張清洲の城に織田信雄三老を成敗の付曽根長門守清年
[illegible]して討せ[illegible]清川言義[illegible]
[illegible]雄も[illegible]
見て我が[illegible]成敗を相見[illegible]
[illegible]伝雄[illegible]

成敗〻〻〻就文万ゆゑ方々を尋ねまゐらせ
と宣ふ事有る芸藩之元祖の家人と遠ひ猶親の体あり
別を兼て討手を以て因幡守言葉と討ゆ

一

源平の時分中国衆と称股小平六則綱を城中家司壓後
より細委く首をとらんと則綱小より首を乞と云ハ
敵の名をも少利と名家中せて首をとれと名をも知
らも首を乞て何ふ様に仕ふへきと云れハ実と思ひ
なるら元い平家の一門うしろ平右衛門うふ伝く當付
無く侍こなされうう城中家壓後と云ふ者やいとの無
何者と云武蔵国の住人称股小平六則綱と云者や我命
助むと清盛の親戚何士人とたつせよ今後の軍功こそ
人助命ゆんと云壓後少て源氏平家を頼むと頼
き〻平家又源氏を頼むと頼もし〻思ひつゆの手條

一

うれとて既に首をかんとたまふ時人の首うくゆ
ふるを〻中れ〻さ〻は助んとて免〻〻〻因幡二人
云勝り付体こうう城内源因あり〻〻壓後と指図をもう
則綱之ゆう壓後を後の源因へ主従ふ実例し続く家
り首指の間を指ゆ〻首取て指ゆ壓後程
の者ゆを云則綱軍功ゆ〻〻〻〻〻〻〻〻〻
必死の場を云を名人の死をしたり自死と死を解
ふをゆて生る云〻〻指也指へ手あゆと云ふ
敵二人を相打て二人三人〻〻〻〻〻〻〻〻〻
ハ〻〻〻〻〻〻〻〻〻

野村佐兵衛殿と城を賜り、城を賜り、敵を能く
山崎表にて[illegible]と二番目なれども一番先に刺を抜き高名を
門の外に村立水をかけ元ぬ首を八富田方を持れい則
首を得ず利家公へ一番槍の感状を下し給と同
様にあるべきと仰られ

一

関ヶ原の時田中吉政備前長谷の内と江州の内城一段富田三成
と待れ[illegible]と聞合せ討品さらに[illegible]者三人有西脇[illegible]
辻[illegible]と江州松原[illegible]と[illegible]
[illegible]松原にて[illegible]を実例[illegible]
[illegible]を合せ[illegible]西脇と[illegible]
文章感状を書[illegible]
敵と組打を[illegible]功を[illegible]

一

大坂方城七口に柳原[illegible]と云者
[illegible]敵を実始[illegible]
[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]

発を助るに拾別なしておけと称ふい武勇甲斐なきと笑書
日本二口の戦すれ木村長門守重成井伊
掃部頭門口に於て浅野左兵衛尉を討ち朝比奈
水野九兵衛もおけと中掃部頭に於て厚くこの士ら二人して育
てを論ずる支ら夫の法よりふけ勇士の言葉を極るすい
石坂弟也士よりハ石松合人入せとて浅野有ふ日下部討
ずるに極る朝比奈ふ討と朝を撫ず絶叫あり水野
九郎兵衛ハ絶叫を石原源
也墨田左右衛門とハ拾別の浅法なりと云り

一

拾ふ事なるに寄よ三十六歳の男有浅世を捨ずと
北条氏弟と石仕合ふ事薄一日年の去有日を出く
仕合すし仲の男日年とて見殺合貴福の異なるすいと
思ひ人よ張るおよの日日年とて彼ハ六三十六ふ人ふ方

一

ハ四九三十六なるへしとして一板よ出るへ氏長将
二五七二五十と作ふ出ずと通ずる所ふ云り
又曰弟ずすり撰の浅人仕官の浅なれよりより在々へハ出
耕作をしふ妻子を養ひ居る武附ふ墨ふ毛のなふ
義を見ふ事ふ思ひ人よ語りれハ一限ふ云れ
義也今年ふ古年一丁有と云り果して其年帰来云
ずふれ妻子より連ず古々へ浅ふ又迫不の百姓是ふ是ふ
毛の生ふる義と見ふ仲の人よ古ふを張られ天ふ
義ふ義也そふ大類ひふ義ヒフへを入年一悟むふ
云ふ云村ふ古入有ふふ雖分の名を為撰して義へ百
年一て免ずふる不審ふ思ふ重て古ふを宮ひれ天ふ
ふの人ハ浅人也是ふ毛の生ふハ仕合すして耕作せふ人
是ハ毛ふる也其方ハ百姓ふ耕作ふ撰ふれ是ふ毛ふ
生ふの云ぬ若也御撰を云ふぬ共然ふ義合ふもふふ

くこうとはしなんぞ君恩を忘れ遠ハ南北の理也君子
也とて物に執着する事あり次やすかくさう
事と我物と事とをかくもうハ物やふ及を心を治の
て静なる事に引きなく働せて百子を惹なるなくしと
云う人ハ温藉なる有る物なり下の顔淵ハ不遷怒と云う
人の仁をそこなふとの怒也文字なるも如の心と書う
石扨君子怒まうる仕せて事と行ふ事めしなくも
七情のそこなうまして怒ハ又君子の道に不可
有天地四時の運行を暑風雨寒動雷電有怒を猛
とうへきて其怒ハ心に少しも残る事なくして
怒事ハ波る有何をんに強くんや猛と物のうばって
こそ物なるを知くなるくしハ怒胸中に残
はまるもの対して新を怒を忘れけく怒を

外く不遷怒ハ偖はとめての事也君子石扨の不遷と云
こハ意味違うて温藉ハ仁と云ものを指なるて新の
智恵をしる利ハと書くこと向ふとの第我
おのとなる是我慢の元地なるなるの中なるの柔和成時ハ
物をそこなハ逆らせん新くこ也を正
智ハ事とはなる君子ハ虐を虐なる有て厚て事
意を邪智ハ物とはなくこを虐なる物に加する長
回柔和者徳也弱き人に助とこうと又害をへきこと定
たるを遠きもこと心へきこもなくこ族宦官
ハ論ずる事怒の心を収め勇猛なるを強なくこ始末全
加くこうもなく改人なるこ怒の心有ハ誤なる有て刑罰
行きこ科人を恵むこなるくこ怒なるこ
国法厳法に行せくこ行しこ法令と厳くこ諸氏の怨を

也と仁心をんかゝるもの有物ゝ怒と勇と少しハ仏
ゆゝしき有川勝[illegible]れた怒いかゝ聖人[illegible]
成に勇いに仁義を[illegible]く是此[illegible]惑ぬ只[illegible]
[illegible]も仁よりも[illegible]佛家[illegible]
怒いに[illegible]の大也能切徳の林を焼く菩薩の[illegible]
を[illegible]せんとなるハ悪魔伝心を[illegible]
仏和の事[illegible]けなく[illegible]心怒の心ゆへ[illegible]
[illegible]事[illegible]事の深[illegible]年[illegible]
い此一事と云

一 日本へ家光の後小松院帝宇足利尊氏三代目義満
将軍の中紀惑永十又は[illegible]年二月六日南愛国イ[illegible]家[illegible]
[illegible]編年集成[illegible]見[illegible]今年[illegible]
[illegible]年[illegible]

[illegible]を[illegible]去年[illegible]
[illegible]月廿九日[illegible]
京都[illegible]

當今[illegible]洞[illegible]

御製
時[illegible]ハ他の國[illegible]

院
おのゝ[illegible]

家[illegible]
の[illegible]

一 永樂[illegible]惑永[illegible]年八月二日未の刻より三日の巳の
刻迄大風吹て神社仏閣民屋[illegible]

三浦介（庶流一族源義澄ノ子孫）ハ代々鎌倉ニ住シ相模国ノ守護タリ　印東二郎左衛門（貞次）ハ桓武平氏ノ流ニシテ下総国印東ノ庄ヲ領シ　熊谷次郎直実ハ武蔵国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　梶原平三景時ハ相模国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　土肥次郎実平ハ相模国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　和田小太郎義盛ハ相模国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　畠山次郎重忠ハ武蔵国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　千葉介常胤ハ桓武平氏ノ流ニシテ下総国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　上総介広常ハ桓武平氏ノ流ニシテ上総国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　足利上野介義兼ハ源氏ノ流ニシテ上野国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　武田太郎信義ハ源氏ノ流ニシテ甲斐国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　安田三郎義定ハ源氏ノ流ニシテ遠江国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　小山田別当有重ハ桓武平氏ノ流ニシテ武蔵国ノ人ニシテ代々源氏ニ属シ　佐々木四郎高綱ハ源氏ノ流ニシテ近江

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三宝寺と中尾谷の間の峠を越え消人を生業とする者
を捕らえんとする不図出会す所の者
三宝寺上方へ逃げ上りたるを刈消人を見付け追
詰め逃げかねて三刻程経て
在々所々へ逃げ隠れ
[illegible]
捕えて先ず[illegible]れて逃げ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]の傳事を聞くに[illegible]と云角傳
少し思事一ツ頭を振[illegible]いやく来る傳の事あり
所に成る事ひて解て水あるべしとうすに此池に
至有と云の者面白[illegible]なれ[illegible]
迷解て水を切[illegible]
もて切[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

二人の者より時の世態義をもちまされりゝ

一

稲葉右京亮殿中播州備前守殿を教害有りしに
錯を関ヶ原にて右京亮の休ハ伊勢守殿
と云ふ子有の家臣となる〻 種有る御中性能業成後御世流
書代世後器之後御例元亨元年
万成是叢有院殿家綱公の時分へ迄八年之月八日御逝
界有て 新将軍綱吉より勅使御首尾ハ二千石加
増有〻之後又五千石加増一万二千石にて天和二年
若年寄に 伊勢守政勝前元能勅使有〻ふ自元年元年
八月廿八日殿中にて堀田備前守正俊を刺殺し手も
即死にて堀田と関ヶ原御礼の諸大名諸役人皆城内
始り〻 少し二人ハ備前守殿と城内
所の世態殿へ少し[illegible]
[illegible]
[illegible]

上洛の御供の人々戦死の輩の筑紫にて討死をば
恩賞の対象とされざるべきこと也　上洛の筑紫にて
御供せざる者ども有りしと也　鎌倉の強訴と云ふ事
の御大老死去の後に御礼に出仕の諸事
義絶の後に例に出仕せざりしと云ふ事

一

石見守殿憲政卿書状に云ふ
私親伊勢守義興病死仕り家督
を相続　伊勢守殿恩賞の儀下知又當　御代に成り
御加増御領等不下　伊勢守殿恩新敵
の人筑紫にて討果し以上七ヶ所
所領細書に御府の御領在書に
高五百貫と云ふ　内小家平安
後を利勢　自害の体に成りしと云ふ　金吾の上洛

一

後に人々に候類延徳仕出に成りしと也　千代明房元年
有り　内に入り　長門に四人の御供有り

筑紫にて度々世人の噂に云ふ　三千石の書出の一族の別府の
男三郎左衛門尉と云ふ　三千石を相続して後
養子に成り　筑の紀三郎左衛門尉の親父
四郎の舞と云ふ　筑紫にて親父四郎殉死の付一万石を配
分　清水寺に云ふ　寛文七年に
上洛供中の職に成り　延享元年
あり　石の御加増　内七年に又一万石
御　家綱公の御時也　信濃守殿
御者に付ひ限に御加増有て安堵
仕出に成り大老職に成
物四郎に小倉の家督相続人の累数三年

なり　加賀国の天八郎回勅を奉じて金沢中納言秀穆
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

見きり危険無比なる所に至りて人馬の通ふ事を禁ぜらるゝ
なり故に人馬通行の節は別に新道を拵へ制敵されたり
しかるに人馬通行の節は又元の上に不用に成て
害せらるゝやうに成人馬の通へきふ道を無之故
又近年元の如く元に成り大小名の屋敷を中に
置て新道を拵へ通ふ道を小路と成り所々
屋敷の如く成り家来共も元の屋敷に住ふ撰に法令
を下され新大路を拵へ永代諸人風儀
も元の如くなりて大小名の家の上もさしたる事之
なしかるに去る八月頃秀吉様を考へられ世間を騒動
及ひ申候ものしも遠慮なく人々
不見申候段沙汰に成り人々へ月々
家の法度書保月寺一ヶ條に我が家の上乃事之為諸

家老用人の者ニ対し仕候者の家の上を
別る事を月番に仕候者の名を思い浮べ
ちくちくと人の年入の中を仕候儀の格式を月
中を御きれの用意に成り新長
して八月中と仕候事に成日比迄
佐伯所わかき成ものしに成
殿中に御番を殿様の中にて世間を
五位法印評判有ふ屋敷大納言光友卿
出へしと世々の作法同老中もうらうへ
中に不見申候へも而ひ相御ふ計品ゝ
御番をはけ申候刑敷を
ゆへ事也後日よりも不見申候
なりて事也ふ時ふ礼ふ知ふ殿中と
云ふ人へ様義の御ふ通へ

[illegible]不死切もせさるふ淫なるを[illegible]海の[illegible]類人を[illegible]
切伏らる事ハ[illegible]なるうまをうつさるるをうつさるるを
[illegible]の[illegible]の医師[illegible]
[illegible]石見守[illegible]習の士ふ川内信濃と云者の曾孫[illegible]石見守士の孫
池田家の川内八郎と云者[illegible]
也[illegible]
[illegible]
[illegible]

玉虎牢て表門裏門を建立入を改め三日の間引揚
揚上れ地と云う或人の曰石見国一社の神と云て
三威徳有へし人世を治る神なり高田山の神社の後陽明上
はつもしく小栗兵作大者侍放蹄の上ふ雷雲を金
を萩田三郎兵衛為方として義作を確執申事数年の間
家中騒動しかるに為方の者共ふ家
来共侍ふ上ふ石見殿の上義作兵衛大二切腹
三馬に乗徳を 作三上ふ神後の四家使のもて
世ふ騒動の間ふ石見殿の後門神ふ新法有ふ義作
ふ宮ふ実ふ神後殿を為方を為ふ
見ふ為方ふ義作を判敗ふ事相果へ
自然と騒動ふ門中 ふ儀へ対ふ事ふ誠
後殿の家別家為方へ我家を立て逆

威を振ふ兵庫を立て為方ふ仕て世ふ者さん
兵庫殿ふ家ふ国相続ふて者有て、発ふ
ふ人の為ふ家ふ為ふ接さ逆ふ外為ふ
馬の先ふ討死ふ人の為国の為単者為ふ誠ふ
今ふ年三ふ三浦右衛門武田勝頼ふ長坂長宗為ふ
吉今ふ大石の藏亡ふ為ふ旨兵後の長有て丈を
人用ふ為世ふ為ふ者を教問ふ南ふ人ふ
ふ為ふ為ふ者ふ為ふ為ふ為

の打なし事残多く遂に漏出とつゝ

一

春日局の中臈を閉る田村將軍利仁の末裔小野左衛門尉利之
と云者有彼の妻の姉の婿田中主殿の妹にて門部助之
の猶子なる故也山崎合戦に主殿戦死せし事
長き伝説を門部助之より伝聞人多嫡子小野左衛門三郎
信忠 秀忠公へ召出されり二男小野左衛門利之中務之丞
と号せし是又 秀忠公へ召出され三男角左衛門四人女子後小
堀を号せし是也 助戦死の後 秀忠公へ召出され
数年有り 家光公の御代に成り 秀忠公の御代
々より仕へ一子彼を主殿と云此流にて代々後小稲葉
佐渡守と云右の女を迎て後妻とし男子二人を設稲葉
左衛門尉 正勝二男門部助也 是也 後稲葉井伯耆

と云義作也 正則の又也 二男門部助 駿河大納言 忠長公仕
給ふ故有て 家光公を所 御 御
[illegible] 門部助の母 家光公を所 御 御
[illegible] 乳母 御 御 御
[illegible] 女 御 御
化粧領 三千石 [illegible] 厩 [illegible]
門部妻 [illegible] 一人有是を門部家中 [illegible] 正則 [illegible]
[illegible] 石 [illegible] 嫁 [illegible] 猶子 [illegible]
女 [illegible] 世中 [illegible] 妻 春日局の縁
[illegible] 加世 [illegible] 正勝 [illegible]
秀忠 [illegible] 二男 [illegible] 小納言 [illegible] 忠長 [illegible]
御 [illegible] 御 [illegible] 駿河 大納言 [illegible]
[illegible] 思 [illegible] 御 [illegible]
御 [illegible] 上 [illegible] 有 [illegible] 駿府 [illegible]

願を立てまつり、[illegible]仏を造り、[illegible]を[illegible]て天下のうらうらまで
慈悲心を有り、[illegible]利遠[illegible]の[illegible]願と　仏[illegible]
仏子代様を[illegible]願の[illegible]
人の[illegible]　[illegible]
[illegible]代と成る[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]中大きに騒動せしに依て陸奥守及調京不行跡あるよりて家老相続し一類共よりさせ後藤孫七郎と云者し[illegible]川の屋敷へ[illegible]家臣陸奥守縁村初めより分け伊達左兵衛因村預ケ[illegible]陸奥守に成人いたし近来人[illegible]ケ[illegible]ケ[illegible]ケ

[illegible]を妻鹿を殺すよりの切りる妻鹿も逃て服部を殺されしと聞
[illegible]一吉刀[illegible]を倒りる[illegible]の老年の門[illegible]妻鹿を出[illegible]
甲斐を[illegible]の外[illegible]を[illegible]に[illegible]の方有[illegible]の[illegible]を有[illegible]
[illegible]年の[illegible]有[illegible]に切込んとせしを業因外記後[illegible]切
失[illegible]よ切[illegible]れしも[illegible]失[illegible]搦[illegible]て[illegible]上の門へ入[illegible]を
せし[illegible]陸奥守度[illegible]番役[illegible]度[illegible]と云者[illegible]を[illegible]て
下の間より[illegible]る[illegible]て甲斐より切[illegible]び甲斐より[illegible]
[illegible]より[illegible]を雅楽[illegible]度[illegible]来[illegible]ふ
後[illegible]を[illegible]ふ切[illegible]
[illegible]御[illegible]甲斐[illegible]を[illegible]
[illegible]出[illegible]度
[illegible]今一人の[illegible]相役[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]

[illegible]の事[illegible]て御老年の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
後雅楽[illegible]度[illegible]河内年忠[illegible]
[illegible]と云[illegible]二年余[illegible]
甲斐[illegible]の場[illegible]甲斐[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]門を[illegible]
[illegible]
[illegible]

復籍を授られ、生て立人の年迄成へしと長刀の鞘を
をきつゝ服を見かゝ制せらるゝ大勢の法師
年代して居りる門外へ早来取次の土を三人出し
右之通り三人少も絶さる世制対面なんぞ
注文より喧嘩と少たゝかハ懲しの法侍諸勢一て立寄に
向押込たゝかハ復讐なるべきふ喧嘩の法ふんじゆく
表へ出無法を制せゝまし喧嘩
ゆるすゝ礼に者と宣し美濃守殿の家来成ハ方の家来
共小天隠慈恩寺の生質のゝ祈義ゆゝ法後
休御論議有て月二日に伊達三郎少輔家陽を評定に
左て御老中に伊達三郎法眼寺幼少の間後見仕家老
等合仕意示仕法眼寺ゝ了元之有先年に 伊達
不便の法方後ゝ配流に 伊達嫡男市正三宗興父の恩行

身小姓三宗之家ハ病中 九月十五日 同月廿五日
右同月の伊達されるまて病身ゝて立家に居家諸
事三郎小位を譲ひ 三郎甲斐ゝ悪行ゝ
御帰ゝ思ゝ 三郎 伊達
ゝ関門に 伊達中 海 三郎 妻 幼少の法隠居
郎右門殿に四郎 伊達 伊達
ゝ市正妻同力郎中 伊達 弾正に四郎甲斐ゝ悪行重
ゝ寛られい 乙儀に相られ親類 者迷刑罰ゝ行
左ゝ通り

甲斐ゝ悪行
月人 二男
同人 三男
同人 四男

市田 市力
飯田 九郎 市
平源 平平沢
御侍 御市 三清

[illegible]

三男

[illegible]

[illegible]

[illegible]
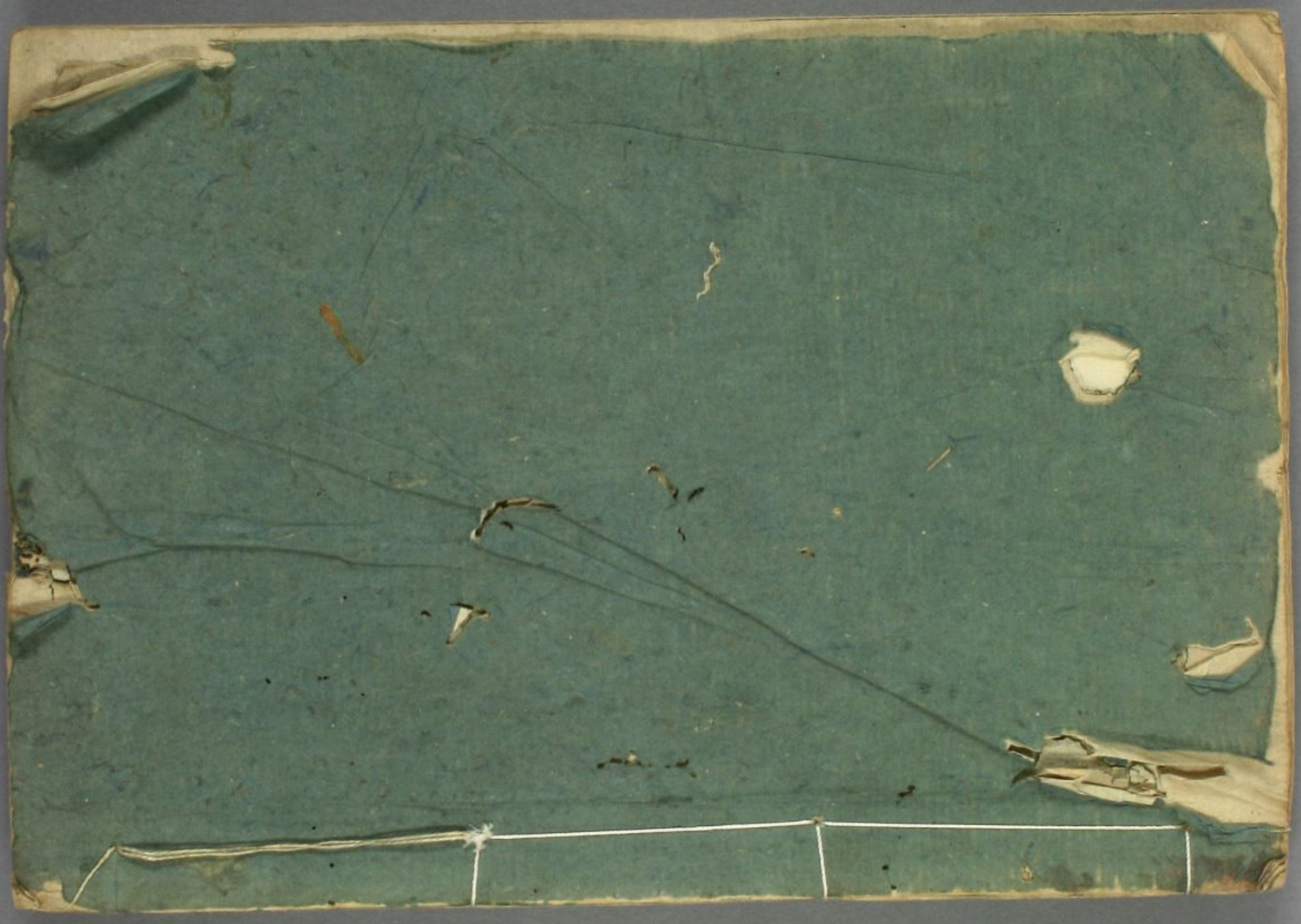
[illegible]
[illegible]
[illegible]